

各 位

平成 20 年 5 月 23 日

上場会社名 株式会社ベクター  
代表者名 代表取締役社長 梶並伸博  
(コード番号 2656 大証ヘラクレス市場)  
問い合わせ先 東京都新宿区西新宿 8-14-24  
取締役管理部長 梶並京子  
(TEL 03-5337-6711)

### 取締役及び監査役に対する報酬等の額の改定及びストック・オプション報酬等の内容決定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 23 日開催の取締役会において、取締役及び監査役に対する報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定に関する議案を、平成 20 年 6 月 20 日開催予定の当社第 20 期定時株主総会(以下「本総会」といいます)に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 付議の理由

当社は、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、従来のストック・オプションとしての新株予約権の付与の状況等を鑑み、ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにいたしました。

会社法施行後、当社取締役及び当社監査役に対してストック・オプションとして割り当てる新株予約権が取締役及び監査役の報酬の一部であると位置づけられたことに伴い、取締役及び監査役の報酬の額及び内容決定につき、ご承認をお願いするものであります。

#### 2. 付議の内容

##### (1) スtock・オプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役の報酬等の額は平成 12 年 6 月 9 日開催の株主総会において、年額 5 億円以内とする旨のご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に対してストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額として年額 1 億円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。なお、この報酬の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとします。取締役の員数は、現在 8 名であります。

また、監査役の報酬等の額は平成 12 年 6 月 9 日開催の株主総会において、年額 5,000 万円以内とする旨のご承認いただき今日に至っておりますが、上記の監査役の報酬等の額とは別枠として、当社監査役に対してストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額として年額 1,000 万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。監査役の員数は、現在 3 名であります。

これらのストック・オプションは、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とするものであり、また、本件新株予約権の額は、平成 20 年 5 月 21 日現在の当社株価に基づき株式オプションの合理的な価額の見積りに広く受け入れられている算定技法により算出した本件新株予約権 1 個当りの公正価値に、割り当てる本件新株予約権の総数を乗じて得た額を参考にして算定しております。

##### (2) スtock・オプションとして発行する新株予約権の内容

###### ① 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

取締役については当社普通株式 3,400 個を、監査役については当社普通株式 340 個を、各

事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数を上限とする。

取締役については当社普通株式3,400株を、監査役については当社普通株式340株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1株とする。なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

## ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.02を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数（又は処分する自己株式数）} \times \text{1株あたり払込金額（又は1株あたりの処分価額）}}{\text{新株式発行（又は自己株式処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数（又は処分する自己株式数）}}$$

## ③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日から2年を経過した日より8年以内の範囲で取締役会が定める期間。

## ④ 新株予約権の権利行使の条件

- a. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役および監査役の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- b. その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

## ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものと

する。

⑥ 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集要項を決定する取締役会で、その他の募集要項と併せて定めるものとする。

以上